

金融庁ニュースレターは、金融庁の動き（大臣記者会見、国会答弁、報道発表など）をまとめた形で簡潔にお知らせするために作成したものです。詳しい内容については、金融庁のホームページに掲載されている各記者会見や報道発表などをご参照いただければ幸いです。

金融ライブラリー

地域金融機関を中心とした合併等促進策について

（1）合併等促進策の目的について

「地域金融機関が収益力等を向上させたいということで、何と云うか手法の一つとして合併等を選択しようという時に、これに対してまあ環境整備の面で応援をしようと、まあこういうことです。

この政策は皆さんご承知の通り4月12日でしたが、項目を発表して出来るだけ早期に検討ということで検討をしておりますが、前に言ったように中間的報告的というか、広がりを見せようということでございます。」（7月9日 記者会見）

（解説）

合併等による組織再編は、経営資源の再配分や、魅力的な金融サービスの提供等を可能とする人材の確保・システムの高度化・最適な経営組織の構築等の契機となり得ることから、近年進みつつある金融機関の合併等による組織再編は、金融機関の収益性・健全性の更なる強化等の有力な手段となります。

こうした理由から、金融庁では、合併等のメリットを追及し得る余地が大きいと考えられる地域金融機関を中心とした合併等促進策について、地域金融機関のニーズを聴取しつつ、幅広い観点から検討しています。

金融庁では、中間的な取りまとめである「地域金融機関を中心とした合併等を促進する施策について」を7月10日に発表しました。

(2) 自己資本充実等との関連について

「合併等の促進策ということで、自己資本の充実のための施策、こういうことを謳っているわけですが、その中で、まだこれは検討課題というか検討項目ということですから、別に我々は結論を出しているわけではありませんが、そういう合併等を行った時に、かなり当初、いろいろな意味でコストがかかることが予想されます、正直言って。

リストラであれば、退職金がある、店舗の統合、これも場合によっては除却損が相当立つ。まあ別途いろいろ他には手当てしようと思っけていますけれども、システムの統合だって相当お金がかかるというようなことで、そういうコストがかさむ事について出来るだけ早く合併等の効果を出そうとすると、これは一気にやらなくてはいけないということになりまして、それはやはり場合によっては、ケースによっては自己資本に対して負担になるというか、そういう事が考えられまして、ですから、そういう事のために今言ったような合併等の効果を出すのに時間がかかるだとか、あるいは合併そのものに対して逡巡してしまうだとかというような事はやはり防がなくてはいけないと。

つまり、先程言った事との関連で言うと、非常に将来は健全性も高めよう、それから収益性も高めようという、そこの努力がまずある。そういう時にそれを後押しするということが考えられないかと、こういう事であります。」

(7月12日 記者会見)

(解説)

「地域金融機関を中心とした合併等を促進する施策について」では、主な検討項目として、合併手続の見直しなど、合併等の円滑化のための環境整備を行うこと、コンピューターシステムの統合など、合併等に際してのコストを軽減すること、合併等に伴う預金保険上の経過措置をとること等を掲げていますが、あわせて経営戦略の実現に必要な自己資本の充実を図ることを掲げており、公的資金の活用についても排除しないで検討をしています。

今後、関係各方面と協議しながら、施策をとりまとめていく予定です。

(3) ペイオフとの関係について

「これはペイオフとは関係なく考えていたんですけれどね。ただ、まあ確かにペイオフになれば、先程から言っている競争というようなこととかですね、そういうものが厳しくなる中でその要請が一層強まるという、そういうことはそこまでは否定しません。ただ我々は、このことについて、そういうことではなくてあの発表の時点を考えて、要するに新しい施策というかそういうものの一環で公表させていただいて検討させていただきますということを言ったわけで、直接の関係は正直言ってないです。（7月12日 記者会見）

(解説)

地域金融機関を中心とする合併等促進策の検討は、合併等による組織再編成が、収益性・健全性の強化等を図るための有力な手段であることから、これを支援し、金融システムをより強固なものとすることを目的として、検討することとしたものであり、15年4月に予定されている流動性預金も含めたペイオフの解禁とは直接関係ありません。

「金融システムと行政の将来ビジョン」の発表について

「産業金融のビジネスモデルも十分存在の価値を持っている。ただウェートとしては、やはり市場金融型のモデルが大きいのだろう。そこで最終的には、一つのビジョンとしては市場型金融モデルを中核とした複線型の金融システムと、こういう言い方をしております。複線型だから両方ありますよと、ただ中核、重要性をより大きく持っているのは市場金融型のビジネスモデルだろう。そういう中で、各論において、それでは仲介金融機関はどういうことに直面するだろうか、あるいは企業はどういうところに直面するのだろうか、資金をだす個人はどういう問題に直面するだろうか、というようなことをできるだけ整理したと、こういう形になっているのです。」（7月12日 記者会見）

（解説）

柳澤大臣の私的懇話会である「日本型金融システムと行政の将来ビジョン懇話会」においては、時代の変化に適合した我が国金融システムの将来像について、議論を重ねてきました。

上記懇話会での議論は、懇話会の報告書「金融システムと行政の将来ビジョンー豊かで多彩な日本を支えるためにー」
としてとりまとめられ、7月12日に発表されました（詳しい発表の内容は、金融庁のホームページを御覧下さい。）。

金融庁としては、今後、本報告書を基礎として、金融審議会に諮りつつ、できるだけ早く「中期ビジョン」をとりまとめる考えです。

< 金融便利帳 :金融検査マニュアル >

金融検査マニュアルって何？

金融機関は、私企業ですが多数の預金者から大切なお金を預かり、それを元に経営をしていますので一般の企業より経営についての責任が重いのです。また、資金決済という業務で金融機関同士がつながっていますので、一つの金融機関が破綻した場合には、連鎖反応的にお金の流れに影響を与え、それが経済全体に重大な影響を及ぼすおそれがあります。そんな訳で国が法律に基づいて金融機関の検査・監督をしているのです。

ここでは、検査・監督のうち検査のお話をさせていただきます。

通常、検査といえば、検査の内容やその手法は予め知らせないというのが従来の考え方だったのですが、いわゆるバブル経済が崩壊して以降、特に、バブルの影響を受けた企業の財務内容が悪くなり、同時に、これらの企業へ貸出金や株式投資をしていた金融機関の資産内容も悪化し、中には破綻する金融機関も出てきました。

そこで、「検査の内容をもっと透明かつ厳格にすべきだ」との声が高まり、当局の検査でチェックすべき事項を「金融検査マニュアル」として作成することにしました。

この検査マニュアルは、あくまでも金融検査官のための手引書なのですが、金融機関が自主的に経営の健全性を確保していくうえで役立つのではないかと考え、これを公表することにしました。

当局の検査は、金融機関の経営の全てを検証するというのではなく、法令遵守状況とリスク管理状況について検証することになっていて、それ以外の例えば、経営方針とかお金の貸し方などについては、経営の自主性を尊重し検査の対象とはしていません。

また、検証は金融機関自身が実施する内部監査や会計監査のような外部監査を補完するものとして位置付けられており、検査マニュアルではこのような自己責任による内部統制が機能しているか否かという点を重点的にチェックする内容となっています。

金融検査マニュアルが厳しいから中小金融機関の破綻が相次いだのですか？

金融機関の破綻原因にはいろいろありますが、例えば、多額の不良債権の発生や有価証券投資の失敗により、この損失が剰余金や資本金で賄えなくなったもののほか、急激な信用低下などにより資金繰りがつかなかったものなどで、検査や検査マニュアルが厳しすぎるからということではありません。

商社や小売業の場合でも、売掛金や在庫商品を期末に評価し、不良な売掛金や在庫に対しては償却や引当をしています。金融機関の貸出金の場合も全く同じなのです。

検査マニュアルと会計基準では、金融機関は貸出金を回収の確実性により、貸出先をいくつかのグループに分けて、償却や引当金を計上することにはしていますが、一般大衆の大切な預金を基に貸出金や有価証券に運用しているのですから厳格な資産管理は当然必要なことなのです。

今回「検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」が作成されましたが中小企業向けの融資は甘くなるのですか？

「検査マニュアル」本体にも、特に、中小・零細企業の債務者区分の判定について、債務者の財務状況のみならず、経営実態を総合的に把握し、その特性を十分踏まえ行う旨、記載されているのですが、どうも抽象的でわかりにくいとか、検査現場において機械的・画一的に適用されているのではないかという意見も多く寄せられていました。

そこで、検査マニュアル本体を補足するものとして「検査マニュアル別冊・中小企業融資編」を作成し、より経営実態に則した自己査定や当局の検査が可能になるようにしました。この別冊は、中小企業は所有者と企業経営が分離されていないところが多いことなど、中小企業の特性を可能な限り具体的に検証ポイントとして解説し、また、検証ポイントの適用事例も作成しました。

以上のように、今回の「別冊」は、あくまでも中小企業向け貸出金を経営実態に応じて適切に債務者区分することを目的として作成したものであり、中小企業向けの融資を甘くするというものではないのです。

金融庁ニュースレターについての問合せ
金融庁 総務企画局 政策課・広報室
TEL:03-3506-6000 (代) 内線:3181・3112

ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/>



Financial Services Agency